

神戸常盤大学同窓会会則

(施行・改正年月日→附則(裏面)へ移動)

第1章 総 則

第1条 本会は神戸常盤大学同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、かつ母校の発展に寄与する。

第3条 本会は本部を神戸常盤大学(神戸市長田区大谷町2-6-2)に置く。

第2章 組 織

第4条 本会は正会員、準会員、特別会員、名誉会員を以って組織する。

1. 正会員 神戸常盤大学(旧短期大学)の卒業生、ただし中途退学者で同窓会費納金済の者については同窓会理事会の承認を得た者に限り、これを承認する。
2. 準会員 神戸常盤大学学生。
3. 特別会員 神戸常盤大学現教職員並びに旧教職員。
4. 名誉会員 母校または本会に功労のある者に対して、同窓会理事会の決議により推薦され同窓会総会の承認を得た者。

第3章 役 員

第5条 本会は下記の本部役員を置き、その任務は次の通り定める。

会 長 1名
本会を代表し、会務を総括する。

副会長 4名
会長を補佐する。

事務局長 1名
事務局の運営を統括する。

常務理事 若干名
会務を処理し、常務を分掌する。

理 事 若干名
会の目的達成に必要な業務を行う。

監 事 2名
会務及び会計を監査する。

第6条 役員を選出方法は次の通り定める。

1. 会長、副会長、事務局長及び監事は役員推薦委員会において正会員中より推薦され、同窓会総会において承認を得る。
2. 常務理事および理事は正会員より選出され、会長の指名により、同窓会総会において承認を得ること。

第7条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。任期中役員に欠員を生じた場合と臨時役員については同窓会理事会の決議により補充できる。但し、欠員の場合の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 支 部

第8条 本会は原則として北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州に支部を置く。但し、県支部は20名以上をもって設けることができる。

第9条 支部の細則は必要に応じて各支部ごとに定め本部に報告する。

第10条 支部には正・副支部長を置くことができる。

第11条 正・副支部長は、本部との連絡を怠らない。

第5章 会 議

第12条 本会に次の会議を置く。

1. 総 会
2. 理 事 会
3. 常務理事会

第13条

1. 総会は正会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。
2. 本会は一年に一度定期総会を開き、会長がこれを召集する。なお理事会において必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。
3. 総会の議決は出席会員の過半数をもってする。同数の場合は議長がこれを決定する。

第14条 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業経過および収支決算
3. その他、会長が附議した事項

第15条 理事会は会長、副会長、事務局長、常務理事、理事および監事により構成する。

1. 理事会は会長が召集する。
2. 理事会の議長は会長とする。なお会長が指名することができる。
3. 理事会は構成役員の半数以上の出席により成立する。
4. 理事会の議事は出席者の過半数の賛成により決定し、同数の場合は議長がこれを決定する。
5. 理事会はこの規約に規定するものの他、細則、規程内規の制定および改廃、総会に付議すべき事項、総会で決定した事項の執行などについて議決する。

第16条 常務理事会は会長、副会長、事務局長、常務理事および監事により構成する。

1. 常務理事会は会長が召集する。
2. 常務理事会の議長は会長とする。なお会長が指名することができる。
3. 常務理事会は構成役員の半数以上の出席により成立する。
4. 常務理事会の議事は出席者の過半数の賛成により決定し、同数の場合は議長がこれを決定する。

第6章 会 計

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第18条 本会の運営費は会費及び寄付金をもってこれに当てる。

第19条 本会の会費は入学時に一括して納金するものとする。但し、同窓会理事会が必要と認めた場合は臨時に会費を徴収することができる。翌年の会費はその年の同窓会理事会で決定する。

第20条 本会会計報告は定期総会及び理事会においてこれを行なう。

第7章 慶 弔

第21条 会長は次の者に慶事および弔事のあった時には、それぞれの慶弔の意を表すことができる。この場合常務理事会に報告し、その承認を必要とする。

1. この会の会員
2. この会と密接な関係にある者
3. 会長が特に必要と認めた者

第22条 慶弔の種類は次の通りとする。

1. 金品の支出
2. 慶弔の電信および文書
3. その他

第23条 慶弔方法の選択については、会長が選択し、それを会員に委嘱することができる。

第8章 表 彰

第24条 会長は長年にわたり本会の発展に多大なる貢献をした者に功労賞を贈ることができる。この場合常務理事会に報告し、その承認を必要とする。

1. この会の会員であること
2. 会長が特に必要と認めた者
3. 記念品については常務理事会で協議する

第25条 本会は準会員の卒業予定者のうち各学科1名に対して同窓会奨励賞を記念品を添えて贈ることとする。選考基準は次の通りで、各学科からの推薦を受け理事会で決定する。

1. 課外活動において顕著な成績を収めたもの
2. 社会活動において本学学生の規範となる功績を収めたもの
3. 学術研究活動において高い評価を受けたもの

第9章 補 則

第26条 本会に事務局を置くことができる。

第27条 本会は理事会の推薦により、顧問をおくことができる。

第28条 この規約の改廃は、総会の議決によらなければならない。

*規約運営規程

(総 則)

第1条 神戸常盤大学同窓会（以下「会」という）の規約の規定による他この規程の定めるところによる。

(会 費)

第2条 規約第19条による会費は、1正会員につき通学生20,000円、通信課程生10,000円とする。但し中途退学者で本人の申し出があれば返金する。

(常務理事の定数)

第3条 規約第5条による常務理事の定数は5名以内とする。

(理事の定数)

第4条 規約第5条による理事の定数は10名以内とする。

(副会長の選出)

第5条 副会長の選出は、原則として各科1名宛行う。

(議事録)

第6条

1. 会議の議事録は書記が作成し、議長の確認を得て、庶務担当常務理事がこれを保管する。
2. 議事録は、会員の要請があれば、公開しなければならない。但し、会議が非公開の場合は、当該会議構成員を除き非公開とする。

(付 則)

第7条 役員推薦委員会

1. (委員の構成)

役員推薦委員会は歴代会長を委員として構成され、委員長は互選により選出される。

2. (会務)

会則第6条1に定める役員の推薦を行う。

第8条 新しい事項でこの規程に定めないものは、常務理事会の議決を経て処理する。

この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

この規程は平成4年11月1日から施行する。

第9条 奨学金規定

1. 別途神戸常盤大学・神戸常盤短期大学部修学支援奨学金給付規程により奨学金を授与するものとする。

第10条 同窓会名改定

本大学改組により同窓会名を神戸常盤大学同窓会と改定する。

<水田 亘 記念賞表彰>

第一章 総 則

本制度は故水田亘副学長の基金を元とし、卒業式に於いて表彰する。人選については大学当局と協議する。

第1条 卒業年度の各学科の成績優秀者

第2条 健康文化学科卒業生終了後は口腔保健学科卒業生へ引き継ぐ

第3条 記念品は総額一人当たり5万円相当とする

第4条 本制度の開始は平成16年3月の卒業生からとする

附 則

第1条 本会則は昭和44年4月1日より施行する。

本会則は昭和50年7月6日より一部改正施行する。

本会則は昭和58年6月1日より一部改正施行する。

本会則は平成4年11月1日より一部改正施行する。

本会則は平成7年11月3日より一部改正施行する。

本会則は平成10年6月28日より一部改正施行する。

本会則は平成11年6月27日より一部改正施行する。

本会則は平成13年6月24日より一部改正施行する。

本会則は平成15年6月29日より一部改正施行する。

本会則は平成17年6月12日より一部改正施行する。

本会則は平成20年4月1日より運営規程を改定して施行する。

本会則は平成23年6月26日より一部改正施行する。

本会則は平成28年6月25日より一部改正施行する。